

# 緊急協力要請－軽油価格高騰下における下請・荷主適正取引推進について

## 1. 目的

○現下の急激な軽油価格高騰問題に対し、燃料費の上昇に伴う運賃設定協議における取引の適正を確保するため、荷主、元請事業者、下請事業者に対し、

- ・十分な協議による運賃設定の必要性
- ・そのために参考となる望ましい取引形態とその具体的な事例

を周知し、関係者間における理解と信頼の共有化を図ることが必要。

○このため、下請・荷主適正取引ガイドラインの作成に先立って、以下の事項に関し、関係者に周知が図られるよう緊急に協力を要請。

(注) 下請法 : 元請事業者と下請事業者間の取引に適用  
独占禁止法 : 荷主と元請事業者等間の取引に適用

## 2. 周知内容

### ①十分な協議による運賃設定の必要性

- ・ 運賃については、コスト計算等に基づき、荷主、元請事業者、下請事業者が十分な協議を行って決定することが必要。
- ・ 燃料費等の高騰が明らかな状況において、その値上がりに伴うコスト増が荷主や元請事業者に認められず、十分な協議もないまま、一方的に従来どおりに運賃を据え置いた場合、下請法または独占禁止法上禁止されている「買ったたき」に該当するおそれ。

### ②適切で望ましい取引形態とその具体的な事例(1. の運賃設定を行うために参考となる事例)

- ・ 原価動向を踏まえた明確な算出根拠に基づいて、荷主、元請事業者、下請事業者が十分に協議を行い、合理的な運賃を設定することとし、あらかじめ算定手法等についても合意しておくこと。
- ・ (社)全日本トラック協会がガイドラインを策定した燃料サーチャージ制を導入し、燃料価格の上昇・下落によるコストの変動分を別建て運賃として設定している例 等

## 3. 要請先

○(社)日本経済団体連合会、日本商工会議所、地方の経済団体等 ○(社)全日本トラック協会、地方トラック協会  
※ 経済産業省・地方経済産業局と連携

## 4. スケジュール

○11月21日

第1回下請適正取引等推進ガイドライン検討委員会

○12月上旬～

(社)日本経済団体連合会・日本商工会議所に対し原油高騰に係る協力要請を行う際に、併せて本緊急要請を実施。(経済産業大臣と連名)  
地方運輸局と地方経済産業局との連名で、地方経済団体に対し要請を実施。